

2020. 7. 10

畑 啓之

技術士一次試験 基礎科目 この問題に注目 産業財産権及び特定不正行為

R01 再-2-10

問題文よりの引用

「研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。」

「不正行為とは、・・・(中略)・・・。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。」

研究上の不正行為

捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなど

R01-2-5

知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権（この4つが産業財産権）

育成者権、回路配置利用権、商号、営業秘密、著作権

H28-2-4

（ア）故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用を「特定不正行為」という。

特定不正行為 捏造、改ざん及び盗用